

事 務 連 絡
令 和 7 年 6 月 20 日

各 校 園 長 様

教 育 委 員 会 事 務 局
初等・中学校教育担当課長
教職員給与・厚生担当課長

学校園における周知文書等の配付における取扱いについて

標題について、本市の機関及び法人その他の団体(以下、「団体等」という)が実施する事業・行事等に関するビラなどの周知文書の配付に係る作業等が学校園の大きな負担となっていることを受け、令和2年9月18日付け教委第2387号「学校園における周知文書等の配付について(通知)」、及び令和6年3月14日付け事務連絡「学校園における周知文書等の配付について」により、学校園を通したチラシ等の配付に関する対応について取扱いを定めているところですが、「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案」における「学校園を通したチラシ等の配付」に関する意見や、教育委員会会議等での議論も踏まえ、教員の更なる負担軽減を図るため、これまでの取扱いをあらため、下記のとおりといたします。

今般の新たな取扱いについては、各所属広聴広報幹事にも同様に周知を行うとともに、今後、団体等にもホームページ等を活用した情報発信を行ってまいります。

また、団体等から周知文書等の配付における取扱いについての問い合わせがあった際にも、新たな取扱いについて、ご案内いただきますようご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

記

○ 改正概要

- ・ 団体等が行うイベント等のチラシ類については、これまで学校園を通じて個別で配付してきたが、大阪市立学校園における教員の負担軽減及び保護者の利便性向上を目的として、今後は大阪市ホームページヘデータを掲載する運用方法へ変更する。
- ・ 取組開始時期：令和7年7月14日
※ただし、令和7年度は移行期間と位置付ける

- ・ 改正を行う要綱：教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱
※改正後：教育委員会ホームページにおけるチラシ掲載の基準等に関する要綱

○ 取扱要綱

別紙１のとおり（添付省略）

○ 運用ルール

別紙２のとおり（添付省略）

○ 取扱いフロー

別紙３のとおり

○ 新たな取扱いに関するFAQ

別紙４のとおり（添付省略）

○ その他

学校園において保護者へ周知していただく方法等は、別途通知いたします。

<問合せ先>

【新たな取り扱いについて】

指導部 初等・中学校教育グループ

電話：06-6208-9198

【その他】

教務部 教職員給与・厚生担当

電話：06-6208-9132

